附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年三月一日。附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（ライフル銃の構造又は機能の基準に関する経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下この条において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可（改正法附則第四条に規定する更新された許可を含む。）を受けている者のうち、当該許可に係る猟銃が改正法第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃（次条において「新法ライフル銃」という。）（旧法第三条の十三第四号ただし書に規定するライフル銃であるものを除く。以下この条及び次条において「特定ライフル銃」という。）であるものに係る当該特定ライフル銃についての銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十九条第三項の規定の適用については、同項第一号ロ中「ライフル銃」とあるのは、「ライフル銃（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第二号）附則第二条に規定する特定ライフル銃を除く。）」とする。

（猟銃等射撃指導員に関する経過措置）

第三条　新法ライフル銃に係る猟銃等射撃指導員の指定を受けようとする者に対する銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十二条第一項第三号の規定の適用については、施行日前に当該者が特定ライフル銃を所持していた期間は、新法ライフル銃を所持していた期間とみなす。

（仮領置に関する経過措置）

第四条　改正法附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第二項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十八条の規定を準用する。

第五条　改正法附則第三条第二項において読み替えて準用する新法第十一条第十項の内閣府令で定める手続については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第四十条の規定を準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】　（電話　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第75号（第95条関係）

銃砲等又は刀剣類関係事項照会書

年　月　日

殿

公安委員会　㊞

銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に係る調査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、銃砲刀剣類所持等取締法第13条の２によって照会します。

記

照　会　事　項

【取扱所属の所在地】〒

【担当者氏名】　（電話　）

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。